

NET119 緊急通報システム利用規約

1 はじめに

恵庭市（以下「当市」という。）が提供する NET119 緊急通報システム（以下「NET119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべてに同意された場合に限り、利用ください。

2 利用条件

- (1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による 119 番通報が困難な方で、当市に在住されている方です。音声による通報が可能な方は、音声による 119 番通報を利用ください。
- (2) 緊急通報以外には利用できません。
- (3) NET119 の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- (4) NET119 を利用いただける方は、利用者として登録された本人のみです。
- (5) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種 of 携帯電話等では NET119 が利用いただけない場合があります。
- (6) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などが必要となります。
- (7) 通報を行うには、GPS 機能を ON にする必要があります。
【重要】 通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常に ON にしておくことをお勧めします。
- (8) 迷惑メールフィルタリング等を利用の場合には、「@net119.speecan.jp」からのメールを拒否しないよう設定してください。
(利用端末の仕様がわからない場合は、端末を購入した販売店等に相談ください。)
- (9) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問い合わせ先」に記載の連絡先まで連絡ください。

3 利用者登録

- (1) 複数の端末で利用を希望される場合は、1 台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録にあたっては、通報を受けた消防機関が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。

ア 氏名（フリガナ）

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所

オ メールアドレス

- (3) 通報時に体調不良等の理由により詳細通報場所を消防機関に伝えることができなかつた場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を登録することができます。いざという時に、消防機関が通報者との連絡を確保するうえで貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。

なお、緊急連絡先には、通報時に何らかの理由で消防機関から利用者に連絡が取れなくなつてしまった際に、登録者様の居場所の問い合わせを行う場合があります。御家族などの問い合わせに対応いただける方を登録してください。

【重要】 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

ア 電話番号

イ F A X 番号

ウ よく行く場所

エ 緊急連絡先氏名（フリガナ）

オ 緊急連絡先続柄

カ 緊急連絡先電話番号、F A X 番号又はメールアドレス

- (4) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更又は利用中止の手続きを行ってください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があつた場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用条件を満たさなくなつた場合

エ 利用を中止したい場合

4 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、NET119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 当市以外からの通報が行われた場合は、その場所を管轄する消防機関へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄する消防機関へ転送することがあります。
- (3) 管轄する消防機関から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、「11 お問い合わせ先」に記載の連絡先まで連絡ください。なお、利用停止手続きの際に、登録者様ご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- (5) 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、NET119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) NET119 の運用事業者に変更がある場合には、変更後の事業者により事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者からは消去します。

5 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防機関に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報が消防機関に送られます。

GPS 測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防機関に接続され、消防機関との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、消防機関から登録されたメールアドレス宛てに呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

6 利用料金

NET119 は無料をご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

7 サービスが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。
- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

8 禁止事項

利用者は前項に定めるもののほかに、NET119 の利用にあたって、以下の行為又はその恐れがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、登録を削除する等の措置をとらせていただく場合があります。

- ア 法令に違反する行為
- イ 他の利用者、消防機関又は第三者に不利益または損害を与える行為
- ウ 人権侵害、差別行為、これらを助長する行為
- エ 公序良俗に反する行為
- オ インターネット上で一般的に遵守されているマナー等に違反する行為
- カ 虚偽の情報を登録、投稿、送受信する行為
- キ NET119 に関連して営利を追求する行為

- ク NET119 の運営を妨害する行為
- ケ その他、恵庭市が不適切と判断する行為

9 免責事項

恵庭市は、以下に該当する場合、一切の責任を負わないものとします。

- ア NET119 に関する情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合の、その侵害及び紛争
- イ 利用者の端末環境、通信環境等その他の理由によって、NET119 が正常に利用できない場合及びこれに生じた損害
- ウ NET119 を利用者の端末機に登録するにあたって利用者の端末機がコンピュータウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合
- エ 天災・事変等の非常事態により NET119 が正常に利用できない場合

10 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、消防機関に接続されることはありませんので、心配なく活用ください。
- (2) 利用する携帯電話・スマートフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止又は登録の削除が行われることがあります。

11 問合せ先

【消防】

恵庭市消防本部 警防課

電話番号：0123-33-0999

F A X：0123-33-7105

メールアドレス：syouboukeibou@city.eniwa.hokkaido.jp

【市役所】

恵庭市役所保健福祉部 障がい福祉課

電話番号：0123-33-3131（内線：1215）

F A X：0123-32-1155

メールアドレス：syougaiukushi@city.eniwa.hokkaido.jp